

家畜保健衛生所情報

平成26年1月28日

府内で家きんを飼育している皆様へ

(平成24年及び25年2月1日現在の定期報告を提出していただいた方への情報提供です。)

高病原性鳥インフルエンザについて

高病原性鳥インフルエンザは、今のところ我が国では発生していませんが、平成26年1月16日に韓国のアヒル農場で発生し、また、死亡野鳥（トモエガモ）でもウイルスが確認されています。冬季は北方から渡り鳥が飛来するシーズンであり、ウイルスが我が国に持ち込まれる可能性が高い状況にあります。

皆様方には、裏面の注意事項等をよくご覧いただき、飼育されている家きんがウイルスと接触しないよう努めてください。

鳥インフルエンザとは？



鳥インフルエンザは、A型インフルエンザウイルスが引き起こす鳥の病気です。家畜伝染病予防法では、家きん（ニワトリや七面鳥等）に対する病原性の程度やウイルスの型によって、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ等に区別しています。

家きんが高病原性鳥インフルエンザウイルスに感染すると、その多くが死んでしまいます。一方、低病原性鳥インフルエンザウイルスに感染しても、症状が出ない場合や、咳や粗い呼吸などの軽い呼吸器症状が出たり産卵率が下がったりする程度です。

【高病原性鳥インフルエンザによる死亡例】



過去21日間の平均死亡率の2倍を超える死亡があった場合には、家畜保健衛生所へ届け出ることが法律で義務化されております。

家きんを飼育されている方に守っていただきたい内容

- 飼育する家きんの異常発見時には家保への早期通報をお願いします。
- 家きん舎出入口での適切な消毒を実施して下さい。
- 野生動物の侵入防止を徹底して下さい。
屋外飼育の場合は防鳥ネットを設置し、早めの修繕・張替えを心がけ、野鳥等の侵入防止及びねずみの駆除対策に努めて下さい。
- 発生国の家きん農家等関連施設への訪問は、控えて下さい。
- 農水省や大阪府のホームページから家畜伝染病発生状況等を確認しましょう。

★屋外飼育の場合は、家きん舎周囲に消石灰を散布すると高病原性鳥インフルエンザの発生予防に効果的です。

【例】消石灰散布の方法

＜散布箇所＞

- ・ 家きん舎の周囲及び境界線の付近を幅1m以上

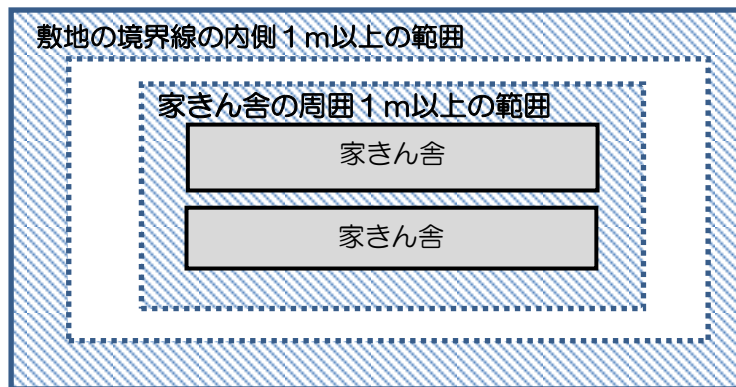
＜散布量めやす＞

- ・ 0.5～1.0kg/m²（1袋（20kg）で幅1m、長さ10～20m程度）

＜散布時の注意＞

- ・ 消石灰の取り扱いには十分注意し、散布時はゴム手袋、マスク、ゴーグル、長袖作業着、帽子などを必ず着用して下さい。
- ・ 目や喉に入ったり、皮膚などに付着した場合は、速やかに水で洗い流して下さい。
- ・ 散布に際しては、ご近所に十分配慮して下さい。特に、周辺に人がいないことを確認してから散布するようにして下さい。

＜消石灰散布のイメージ＞



◎最近の高病原性鳥インフルエンザ発生状況

発生国	発生日	血清型	動物種	備考
中国(湖北省)	26年1月7日	H5N1 (高病原性)	家きん	残羽淘汰
韓国(コチャン)	26年1月16日	H5N8 (高病原性)	あひる	
韓国(プアン)	26年1月17日～	H5N8 (高病原性)	あひる	4件発生中
韓国(コチャン)	26年1月20日	H5N8 (高病原性)	トモガモ	死亡野鳥
中国(山東省)	26年1月21日	H5N2 (高病原性)	家きん	

 本情報に関するお問い合わせは
 大阪府家畜保健衛生所：〒598-0048 泉佐野市りんくう往来北1-59
 TEL：072-458-1151 FAX：072-458-1152
